

令和8年7月2日

社会福祉法人 禎心会
理事長 徳田 禎久 様

公益財団法人萬田記念財団
理事長 萬田 直紀



助成金の交付決定について（通知）

当財団の定款第4条に定める支援事業について、2025年度における助成金交付先として、
1のとおり決定します。

1. 決定の内容

金額 580,000 円

対象施設 障害者支援施設 ケアセンター山の手

対象物品 車椅子、エアマット、リフター、センサーマット

2. 交付の条件

当財団理事長は、助成金受領者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 助成金交付の対象となる事業を中止し、又は廃止するとき。
- ② 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ③ 助成金を他の用途に使用したときその他助成対象事業に関する法令に違反したとき。

3. 交付方法

令和8年7月末日までに銀行振込みにより交付します。